

八戸市制限付き一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する建設工事について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を試行することとし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計額がおおむね5億円以上の大規模工事で高度な施工技術を必要とするもののうちから、試行するにふさわしいものを選定する。

2 市長は、八戸市入札制度等検討委員会の審議を経た上で対象工事を選定するものとする。

(入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前条第2項の規定は、前項の規定による入札参加形態の決定について準用する。

(入札参加資格)

第4条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和42年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 八戸市建設業者等指名停止要領（平成4年4月1日実施）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事ごとに定める基準を満たす施工実績があること。
- (7) 対象工事に対応する工種についての経営事項審査の総合数値が別に定める基準以上であること。
- (8) 対象工事ごとに定める営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の所在地に関する事項
- (9) その他対象工事ごとに定める事項

2 第2条第2項の規定は、前項第6号から第9号までの規定による入札参加資格の決定について準用する。

(公告)

第5条 市長は、制限付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも60日前までに令第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)を行い、その周知を図るものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を30日までに短縮することができる。

(入札参加申請)

第6条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告において指定する期日までに次に掲げる書類を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別記第1号様式)
- (2) 特定建設業の許可書の写し
- (3) 配置予定技術者調書(別記第2号様式)
- (4) 施工実績調書(別記第3号様式)
- (5) 経営事項審査結果通知書の写し
- (6) その他公告において指定する書類

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、前条の申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。
- 3 入札参加資格がないとされた者は、所定の期限までに説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに文書で回答するものとする。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、入札参加資格を有する者として当該工事に係る入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 前条第1項又は第4項の通知又は回答を受けた者のうち、当該工事に係る入札参加資格を有するとされた者(以下「参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。
 - (2) 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- 2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知す

るものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 対象工事に係る設計図書は、公告の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 公告の日から入札日の10日前までの間は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者から申し出がある場合は、設計図書を実費で交付することができる。

3 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、設計図書に関して質問があるときは、入札日の10日前までに質疑応答書(別記第5号様式)を市長に提出するものとし、これ以外の方法による質問は受け付けない。

4 市長は、質疑応答書を受理したときは、当該質疑応答書に回答を記載し、入札日の5日前から前日まで閲覧に供する。

(通知書の提示)

第10条 入札に参加する者は、入札に先立ち、一般競争入札参加資格確認結果通知書を係員に提示しなければならない。

(入札の執行)

第11条 入札の執行については、次の各号による。

(1) 制限付き一般競争入札の試行に当たっては、八戸市低入札価格調査制度実施要綱(平成13年4月1日実施)第2に規定する低入札価格調査制度を適用する。

(2) 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。

(3) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、令第167条の8第3項の規定により直ちに再度の入札を行うものとする。

(4) 再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。

第12条 八戸市予定価格事前公表の試行に関する要領(平成13年10月1日実施)に基づく予定価格の事前公表を行う場合の入札の執行については、前条の規定にかかわらず、次の各号による。

(1) 制限付き一般競争入札の試行に当たっては、八戸市低入札価格調査制度実施要綱(平成13年4月1日実施)第2に規定する低入札価格調査制度を適用する。

(2) 入札の執行回数は、1回とする。

(3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。

(その他)

第13条 制限付き一般競争入札の試行に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附

この要領は、平成6年9月1日から実施する。

附

この要領は、平成9年7月9日から実施する。

附

この要領は、平成13年5月17日から実施する。

附

この要領は、平成13年10月1日から実施する。

附

- 1 この要領は、平成16年5月21日から実施する。
- 2 改正後の第4条第1項第7号及び第6条第5号の規定並びに別記第1号様式は、入札参加資格の確認の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査を申請した日（以下「直前の経営事項審査申請日」という。）が平成16年3月1日以後である者が行う入札参加資格の確認の申請について適用し、直前の経営事項審査申請日が同日前である者が行う入札参加資格の確認の申請については、なお従前の例による。

附

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

別 記
第 1 号様式 (第 6 条関係) その 1

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記工事に係る制限付き一般競争入札に参加致したく、八戸市制限付き一般競争入札
試行要領第 6 条の規定により申請します。

工事名 _____

(添付書類)

- 1 特定建設業の許可書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書
- 4 総合評定値通知書の写し

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

名称 _____ 共同企業体

共同企業体代表者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

共同企業体構成員

住 所
1 商号又は名称
代表者氏名

印

共同企業体構成員

住 所
2 商号又は名称
代表者氏名

印

_____を代表者とする_____共同企業体を
結成し、連帯責任をもって下記工事の共同施工を致したく、八戸市制限付き一般競争
入札試行要領第6条の規定により申請します。

工事名 _____

(添付書類)

- 1 特定建設業の許可書の写し
- 2 配置予定技術者調書
- 3 施工実績調書
- 4 総合評定値通知書の写し

配 置 予 定 技 術 者 調 書

（商号又は名称）

現 場 代 理 人	資 格 名 称			
	免許又は認定番号			
	工 事 経 験 （ 類 似 工 事 ）	工 事 名		
		発 注 者		
		契 約 金 額		
		工 期		
工 事 内 容				

主 任 （ 監 理 ） 技 術 者	資 格 名 称			
	免許又は認定番号			
	工 事 経 験 （ 類 似 工 事 ）	工 事 名		
		発 注 者		
		契 約 金 額		
		工 期		
工 事 内 容				

- 注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ロ若しくはハに該当する場合、資格名称欄には該当する条項を記入してください。
- 注2 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ若しくはロ又は同法第15条第2号ロに該当する場合、免許又は認定番号欄は空欄としてください。
- 注3 監理（主任）技術者と現場代理人が同一の場合は、現場代理人の欄にのみ記入してください。
- 注4 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。

施 工 実 績 調 書

(商号又は名称)

工 事 名	
発 注 者	
施工場所	都道府県 市町村
契約金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	単 体 共同企業体(出資比率 %)
工事内容	

工 事 名	
発 注 者	
施工場所	都道府県 市町村
契約金額	円(共同企業体の場合は、出資比率であん分)
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	単 体 共同企業体(出資比率 %)
工事内容	

注1 施工実績は1件以上あれば可とします。

注2 八戸市発注以外の工事については、当該工事に係る施工証明書を添付してください。

一般競争入札参加資格確認結果通知書

様

八戸市長

下記工事に係る一般競争入札参加資格確認申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

工 事 番 号

工 事 名

入札公告日 平成 年 月 日

入札参加資格 有 ・ 無

入札参加資格がないと認めた理由

注1 入札参加資格ありと認められた方は、入札に際し、本通知書を必ず持参してください。
なお、入札説明書及び入札者心得書をよく読んで入札に参加してください。

注2 入札参加資格がないと認められた方は、その理由について説明を求められます。
説明を求める場合は、平成 年 月 日（ ）午後 時までに、財政部管財契約課へ
その旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

